

長門市ケーブルテレビ放送施設指定管理者候補者の選定結果について

長門市ケーブルテレビ放送施設に係る指定管理者の選定について審査を行った結果、次のとおり候補者を選定したので報告します。

記

1. 指定管理業務を行う公の施設の概要及び指定管理期間

ア 施設の概要

名称	位置	施設の構成
長門市ケーブルテレビ放送センター	長門市東深川 2366 番地 11 ほか	(1)長門市ケーブルテレビ放送センター本部 (2)長門市ケーブルテレビ放送センター三隅支局 (3)長門市ケーブルテレビ放送センター日置支局 (4)長門市ケーブルテレビ放送センター俵山中継局 (5)長門市ケーブルテレビ放送センター油谷中継局

イ 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2. 選定の手順

選定委員会では、応募者から提出された「事業計画書」及び「応募者に関する書類」について、資格要件の確認及び応募者の説明による事業計画のヒアリングを行った後に審査基準に沿って審査を行い、候補者を選定しました。

3. 選定までの経過

これまでの募集に係る経過について、事務局報告を記載します。

事 項	年 月 日	
募集公告	令和4年10月6日（木）	
募集要項等配布	令和4年10月6日（木） ～11月1日（火）	
現地説明会	令和4年10月18日（火）	
質問書の受付	令和4年10月6日（木） ～10月12日（水）	
質問書に対する回答	令和4年10月14日（金）	
応募書類の受付	令和4年10月19日（水） ～11月1日（火）	1団体

4. 選定委員会の開催

年 月 日	内 容	備考
令和4年11月8日(火)	委員9名出席 ・公募概要、審査基準の説明 ・応募者からの事業計画の説明及びヒアリング ・事業計画の審査 ・指定管理者候補者の選定	
公募期間 令和4年10月6日(木)～令和4年11月1日(火)		

5. 審査の方法について

(1) 審査項目

項目	小項目		配点
事業計画書の内容が利用者の平等な利用が確保されているものであること。 (第5条第1号) 10点	1	基本方針及び利用者に対する平等性の確保に関する具体的な計画	10
事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮できるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られているものであること。 (第5条第2号) 15点	2	サービス向上を実現するための具体的な計画	10
	3	収入の増加・経費の縮減に関する具体的な計画	5
事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。(第5条第3号) 30点	4	管理手法、維持管理体制の具体的な計画	10
	5	個人情報保護の措置及び危機管理・緊急時対応の考え方	5
	6	主な業種とこれまでの事業実績	5
	7	経営基盤の安定性	10
前各号に掲げるもののほか、申請のあった公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。(第5条第4号) 25点	8	地域への貢献、地域雇用への配慮	10
	9	番組制作の考え方と制作能力	10
	10	自主事業の考え方と具体的な計画	5
提 案 価 格 (費用対効果評価)			10

(2) 審査方法

提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に、委員ごとに審査(評価)、集計した上で協議を行い、候補者を選定しました。

6. 審査結果

(1) 応募状況

応募団体数 1 団体

(2) 応募者の資格等の適合状況の審査

長門市企画政策課において、応募者が応募資格を満たしていることを確認、報告を受けました。

(3) 審査結果(※ 評価の結果は、別表のとおり)

評価の結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定、市長に報告することとしました。

■指定管理者候補者

住 所 山口県長門市 890 番地 2

団体名 ながとてれび株式会社

代表取締役 松岡 修二

7. 長門市指定管理者選定委員会 委員

委員長	大 谷 恒 雄	(長門市副市長)
委 員	坂 野 茂	(長門市企画総務部長)
委 員	井 関 勝 裕	(長門市市民生活部長)
委 員	伊 藤 和 久	(長門市健康福祉部長)
委 員	堀 俊 洋	(長門市経済観光部長)
委 員	波多野 伸 二	(長門市建設部長)
委 員	南 野 佳 子	(長門市教育委員会教育部長)
委 員	小 林 努	(長門市三隅支所長)
委 員	松 崎 博	(長門市日置支所長) ※委員会欠席
委 員	平 岡 雄 介	(長門市油谷支所長)

別 表

1. 審査結果

項目	小項目		満点	指定管理者候補者
事業計画書の内容が利用者の平等な利用が確保されているものであること。 (第5条第1号) 10点	1	基本方針及び利用者に対する平等性の確保に関する具体的な計画	10	7.56
事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮できるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られているものであること。 (第5条第2号) 15点	2	サービス向上を実現するための具体的な計画	10	7.56
	3	収入の増加・経費の縮減に関する具体的な計画	5	3.56
事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。 (第5条第3号) 30点	4	管理手法、維持管理体制の具体的な計画	10	7.22
	5	個人情報保護の措置及び危機管理・緊急時対応の考え方	5	3.67
	6	主な業種とこれまでの事業実績	5	3.89
	7	経営基盤の安定性	10	7.33
前各号に掲げるもののほか、申請のあった公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。 (第5条第4号) 25点	8	地域への貢献、地域雇用への配慮	10	8.33
	9	番組制作の考え方と制作能力	10	7.56
	10	自主事業の考え方と具体的な計画	5	3.78
提 案 価 格 (費用対効果評価)			10	7.56
合 計			90	68.0

※ 指定管理者候補者の欄の得点は、出席委員9名の合計点数を出席委員の数で除したもの

2. 指定管理候補者の提案した指定管理料の額

(指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。)

ながとてれび株式会社	148,489,000円
------------	--------------

<備考>

※指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。